

第1回計画部会での主な意見と対応

資料 3

意見	現在案での対応
<p>我が国全体での社会資本整備の位置付けを記載すべき。</p> <p>計画の理念として、住民の満足度の重視、他省庁との連携等について記載すべき。</p> <p>コスト縮減、地方の主体性等について、地域間競争やインセンティブが働くような制度にすべき。</p> <p>効率化、スピードアップに当たって、事業主体として困っていることを列挙したらどうか。特に土地の確保について、地籍調査への住民の協力義務、土地収用法の積極活用まで踏み込んで書くのか検討すべき。</p> <p>他省庁の計画まで視野に入れた計画とすべき。</p>	<p>前文に計画策定の背景、意義を記載した。</p> <p>前文に国民ニーズへの対応、満足度の向上につながる社会資本整備の推進を図る旨記載した(p2)。 第1章「4 事業相互間の連携の確保」において、他省庁所管事業との密接な連携を図る旨記載した(p3)。</p> <p>前文に国庫補助負担金制度に成果重視の視点を取り入れることを記載した(p2)。 第1章「8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築」において、「個性ある地域の発展」が社会資本整備のひとつの目標であることを明確にする(p4)とともに、「地方による主体的な地域づくり」が国庫補助負担金の改革の目的であることを明確にした(p5)。</p> <p>第1章「2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化」において、「事業認定の透明化、収用手続きの合理化などの平成13年の改正の趣旨を踏まえつつ土地収用法の積極的な活用を図る」(p3)と修文するとともに、「地籍調査の推進」(p3)を追加した。</p> <p>第1章「4 事業相互間の連携の確保」において、土地改良長期計画に加え、「廃棄物処理施設整備計画など」(p3)と追記するとともに、「他の公共事業計画に位置付けられた事業とも、事業の構想・計画・実施の各段階において密接に連携する」(p3)と修文した。</p>

意見	現在案での対応
<p>他省庁の施策を含めてソフト的な施策を盛り込むべき。 ソフト施策についても盛り込むべき。 既存の都市交通をよりよくするという観点から、関連するソフト施策を取り上げることとしてはどうか。 既存の社会資本の有効活用という基準で関連施策を取り上げ、それとの連携での社会資本整備という記載ができないか。</p> <p>公共事業批判に応える観点からも、法令改正も含めた対応を積極的に進めるべき。</p> <p>バリアフリーについて、段差があるかどうかだけでなく、一般的な通行のしやすさという概念で記述すべき。</p> <p>重点目標に「美しさ」という文言を入れるべき。</p> <p>第2章「安全(2)」のオープンスペースの指標について、人口規模を無視して一箇所整備すればよいとすべきでなく、見直すべき。</p> <p>重点目標に「国際物流の円滑化」という文言を入れるべき。</p> <p>情報通信関連のことについて記述すべき。 情報通信技術について強調すべき。</p>	<p>第1章「5 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携」の記述を充実した(p3)。 第2章「暮らし(1)」において、「公共交通機関等のバリアフリー化の状況についての情報提供を推進する」(p7)と追加した。 第2章「安全(2)」において、「施設の機能を最大限発揮できるよう、避難地や避難路の周知や災害発生時の緊急・応急対応等に関する防災計画の作成を支援するなど適切なソフト施策を実施する」(p11)と追加した。</p> <p>第1章「8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築」において、「平成15年の道路構造令の改正によるローカルルールを導入」について追加した(p4)。 第1章「2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化」において、土地収用法の平成13年の改正の趣旨について追加した(p3)。</p> <p>第2章「暮らし(1)」事業の概要において、「高齢者、身体障害者等を含むすべての人々が安全で快適な社会生活を送ることができるよう」(p7)と追加した。</p> <p>第2章「暮らし(2)」の表題に「美しい」(p8)を追加した。</p> <p>指標を見直し、東京特別区及び政令指定都市においては区を1都市と扱うこととし、その旨(注)に明記した(p11)。</p> <p>第2章「活力(1)」重点目標に「国際物流の円滑化」(p18)を追加した。</p> <p>第2章「安全(1)」事業の概要において、「情報通信技術の高度化にも対応しつつ」(p10)と追加した。 第2章「活力(1)」事業の概要において、公共施設管理用光ファイバ収用空間等の整備や民間開放について記載した(p18)。</p>